

浜頓別町都市公園における無人航空機の (ドローン、ラジコン機等)の使用について

浜頓別町が管理する都市公園（アメニティ公園）において「無人航空機」を飛行させようとする場合は国土交通省が定めた「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（平成31年4月26日）」を遵守するとともに及び浜頓別町都市公園管理条例（平成11年3月5日条例第19号）第3条の規定による許可を受けなければなりません。

1. 航空法について

同法においては「飛行にあたり国土交通大臣の許可を必要とする空域」及び「飛行にあたり国土交通大臣の承認が必要な方法」が定められています。許可、承認にかかる具体的な手続きについては国土交通省ホームページをご参照いただくか、国土交通省にお問い合わせください。

①飛行にあたり国土交通大臣の許可を必要とする空域

- ア、地表又は水面から150m以上の高さの空域
- イ、空港周辺の空域（町都市公園区域において、該当空域はありません）
- ウ、人口集中地区の上空（浜頓別町は人口集中地区にあたりません）

②無人航空機の飛行の方法

飛行させる場所に関わらず、無人航空機を飛行させる場合には、以下のルールを守っていただく必要があります。

- ア、アルコール又は薬物等の影響下で飛行させないこと
- イ、飛行前確認を行うこと
- ウ、航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するよう飛行させること
- エ、他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
- オ、日中（日出から日没まで）に飛行させること
- カ、目視（直接肉眼による）範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること
- キ、人（第三者）又は物件（第三者の建物、自動車など）との間に30m以上の距離を保って飛行させること
- ク、祭礼、縁日など多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- ケ、爆発物など危険物を輸送しないこと
- コ、無人航空機から物を投下しないこと

※ア～コのルールによらずに無人航空機を飛行させようとする場合にはあらかじめ、地方航空局長の承認を受ける必要があります。

2. 都市公園条例第3条について

動画、静止画の撮影機能のある無人航空機を同条例第3条第1号から第4号に掲げる用途で飛行させる場合には許可が必要です。

浜頓別町都市公園条例（抜粋）

（行為の制限）

第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること
- (3) 興業を行うこと
- (4) 競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

※許可が必要な場合は次の例が挙げられます。

ドローン等を用いた映画、ドラマ、バラエティ番組などの撮影

許可申請先

〒098-5792

北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地

浜頓別町役場建設課管理係

電話 01634-2-2358（直通）